

内閣官房副長官
青木 一彦 様

原子力発電所の安全対策に係る
周辺自治体への支援に関する
共同緊急要望

(令和7年6月)

富 山 県 知 事	新 田 八 朗
岐 阜 県 知 事	江 崎 禎 英
滋 賀 県 知 事	三日月 大 造
京 都 府 知 事	西 脇 隆 俊
鳥 取 県 知 事	平 井 伸 治
福 岡 県 知 事	服 部 誠太郎
長 崎 県 知 事	大 石 賢 吾

福島第一原子力発電所事故の深刻な影響が10kmよりも外で生じたことから、原発30km圏内の周辺自治体も、平成24年の原子力災害対策特別措置法等の改正により、原子力災害対策を実施する責務が新たに生じたところである。

これにより、地域防災計画及び広域住民避難計画の策定や住民避難対策の実施など立地自治体と同等の原子力防災対策を行わなければならないこととなったが、立地自治体への手厚い財政措置に比較すれば、今なお、立地自治体と大きな財源格差が生じている。

については、周辺自治体においても、新たな制度や運用見直しなどにより、原子力防災対策に必要なかつ十分な財政措置に配慮するよう強く求める。